



フレッシュ生衛信州 令和5年10月号

11月は「生活衛生同業組合活動推進月間」です

全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会及び都道府県生活衛生同業組合では、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体と連携して、生活衛生業の新規事業者の組合加入促進や生衛組合の周知広報、組合活動活性化のための取組を重点的に展開しています。令和5年度は、推進月間の創設から10年目の節目の年です。

各組合は、11月を中心に、広報啓発活動や組合加入勧奨活動、衛生管理セミナーなどを実施します。長野県生活衛生営業指導センターでは、広報事業や、新規開業店舗等に対して組合加入を呼びかけるダイレクトメールの送付などを行います。

推進月間の重点活動項目

- ① 衛生基準の遵守に向けた生衛業者の自主点検活動等の衛生活動の推進
- ② 生衛組合に関する広報・啓発の推進
- ③ 生衛組合を中心としたネットワークの拡充
- ④ 若手・後継者等の人材育成及び若手による組合活動の活性化
- ⑤ 営業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の推進

11月は「標準営業約款の普及登録促進月間」です

標準営業約款制度（Sマーク）は消費者・利用者を守るために法律で定められた制度です。この制度に基づいて、厚生労働大臣が認可した約款に従って営業している県下の理容店、美容店、クリーニング店、そば店、一般飲食店では、店頭や店内にSマークを掲げており、安心と安全を約束する信頼のできるお店といえます。

（公財）全国生活衛生営業指導センター及び各都道府県の生活衛生営業指導センターでは、11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、厚生労働省の後援、各関係機関等の協力を得ながら、同制度の周知、登録の推進を図っています。未加入店の事業主の方は、ぜひ加入をご検討ください。

問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612

Sマークの「S」は3つのSの頭文字です。

Safety （安全）

まかせて安心。万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づき、お客様には速やかに円滑な損害賠償が行われます。

Standard （安心）

確かな技術。きめ細やかな対応など、お客様に提供するサービスの種別・内容を明確に表示。その実施をお約束します。

Sanitation （清潔）

美しく清潔に。厳しい管理基準に従い、営業施設の維持・管理を行いお客様に気持ちのよいサービスをお約束します。



長野県最低賃金が改正されました

長野県内の事業場で働くすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用される「長野県最低賃金」が、令和5年10月1日から時間額948円に改正されました。

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければいけないとされている制度です。この機会に、支払われている賃金の確認をしてみてください。

問い合わせ先

長野労働局労働基準部賃金室 電話：026-223-0555
最寄りの労働基準監督署

地域別最低賃金	時間額	効力発生日		★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働く、全ての労働者に適用されます。
長野県最低賃金	948円	令和5年10月1日 改正前 908円		

せいえいNAVIをご活用ください

「せいえいNAVI」はお持ちのスマートフォンやタブレットで生活衛生関係業者にとって有益な各種情報を入手検索・受取できる、簡単で便利なアプリです。

生活衛生関係営業に関する情報の検索、経営に関する先進的な事例の検索や参照、自店の経営診断などを行うことができます。ぜひ本アプリをインストールしてご活用ください。

インストールはApp store 又はGoogle play store からアプリをダウンロードしてください。

※本アプリは無料です。

※アプリの利用で個人情報を取得することはありません。



iPhone 版



Android 版

センター専門相談窓口をご利用ください

長野県生活衛生営業指導センターでは、新型コロナウイルス感染症により経済的影響を受けている生活衛生営業業者の皆様からの幅広い相談に、ワンストップで対応できる専門相談窓口を開設しています。（生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業）

1 個別相談の実施内容

専門家（中小企業診断士・社会保険労務士・税理士・弁護士・行政書士）及び経営指導員が相談に応じます。相談は無料です。

- 相談内容**
- ①国の支援施策の利用・申請
 - ②県・市等支援施策の利用・申請
 - ③生活衛生貸付等融資の利用
 - ④コロナ禍における経営相談等

- 相談場所**
- ①長野県生活衛生営業指導センター（長野市妻科）
 - ②営業店舗等 ※専門家を派遣します



2 実施期間

令和5年12月28日まで（平日 10:00～16:30）

3 申込方法

[「無料相談申込書」（4月号最終ページに掲載）](#)をFAX送信（または、電話・メールで連絡）してください。センターで相談内容を確認し、専門家との日程調整などを行います。

問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612

令和5年10月の行事予定

生衛組合事務局担当者会議

10月5日（木） 13:00～ ホテル国際 21（長野市）

クリーニング師研修・業務従事者講習

10月13日（金） 10:00～ 伊那商工会館（伊那市）

10月20日（金） 10:00～ 小諸市市民交流センター（小諸市）

10月29日（日） 10:00～ ホテル信濃路（長野市）

消費者と生活衛生業の懇談会・標準営業約款推進長野県協議会

10月26日（木） 13:30～ ホテル国際 21（長野市）

公益財団法人 長野県生活衛生営業指導センター

[一般社団法人 長野県生活衛生同業組合連合会]

〒380-0872 長野市南長野妻科 426-1 長野県建築士会館 3F

電話：026-235-3612 FAX：026-234-0369 E-mail：naganocenter@seiei.or.jp